

令和6年度防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議会議録

日時 令和6年11月29日（木）午後2時～3時半

場所 防府市文化福祉会館 3階4号大会議室

会長、会長職務代理選出

- ・改選後初めての会議のため、会長の選出及び職務代理を指名

会長 板村委員（山口弁護士会）、会長職務代理 滝口委員に決定

○協議内容

（1）令和5年度防府市の高齢者虐待の現状

【資料1】に沿って事務局より説明

（質疑応答なし）

（2）事例紹介「多職種が関わっている支援が必要な困難事例」

個人が特定される可能性があるため事例は非公開

（3）意見交換

- 会長 事例を聞いての感想でも、普段のご自身の団体の取り組みでもよいのでご意見を伺いたい。
- C委員 困りごとを取り次ぐことが民生委員の使命だと思っており、地域包括支援センターに連絡している。困ったことがあればケース会議を提案し、そこで解決していくのが非常に効果的ではないかと思う。
- H委員 自治会では、近隣住人から「あの人、ちょっと最近変ね」というような情報が入った時にはまず1回訪問する。その上で、地域包括支援センターに相談に行くようにしている。
- N委員 高齢者虐待や子どもの虐待など、家庭内で起こることは潜在化してなかなか警察も把握しきれない。高齢者虐待の相談件数で警察の通告が一番多いというのも、恐らくほぼDVだと思う。通報があり対応するというかたちで潜在化しているので、警察も立ち入ることが難しい場面が多い。自治会長さんなど、何か気になる家庭があれば、個別に警察に情報提供していただくと相談にのることができる。暴行傷害等で事件にする場合は刑事課になるが、そこまで至らない相談等は生活安全課が窓口になる。
- O委員 救急では、119番通報があった時点では虐待かどうかは分からない。救急隊が現場に行き虐待の可能性があれば必ず地域包括支援センターに連絡するようにしている。令和6年度も高齢福祉課、地域包括支援センターに2件ほど連絡している。
- I委員 介護保険施設では、利用者を直接介護することが多いので、傷やアザがあった場合は早く発見出来る。発見したらすぐに虐待と判断をするわけではなく、担当のケアマネジャーに報告したり、状況に応じて家族に報告する等の体制を整えている。

- J 委員 通所介護事業所においては、通常の介護、例えば入浴介助や排泄介助の最中に、アザを見つけた時などには通報義務もあるので地域包括支援センターに連絡している。基本的には、虐待を疑う案件に関しては担当のケアマネジャーに連絡している。例えば夫婦で住んでおり夫が妻を介護している状況で、夫が明らかに殴っているのを送迎の時などに気づく場合もあるが、直接夫に話をするのではなく、慎重に周りから話を持って行くように動くことが多い。
- 会長 事例では、利用者本人はデイサービスが続けたいという意向だが家族はそうではなく、利用者と家族の意向が分かれている。デイサービス事業所としては対応が悩ましいと思うが、どう対応されているか。
- J 委員 「本人は行きたい、でも家族は…」という時は、やはり何かしら家であった、外には出たくないという気持ちが家族にあるのが見え隠れする。そのような時には慎重に関わることが必要かと思う。無理やりデイサービスにお連れすることもできない。家庭での生活もあるので、安易に「殴った？」などと聞くのも危険であり、慎重に進めていかないといけないと思う。こちらから伝えたことでコンタクトが取れなくなってしまう場合もあり、サービスが切れてしまう可能性もあるため、気をつけて行いうべきだと思っている。
- K 委員 訪問介護事業所は、ケアマネジャーから介護プランが来て、それに則り支援を行っている。ケアマネジャーから虐待疑いケースと聞いた状況でヘルパーが訪問するケースもあれば、ケアマネジャーも実情を知らず、ヘルパーが気づいたというケースもよくある。ヘルパーは家の中に入り込むので、割と生々しい情報を聞き取ることができる。先日も、夫がかいがいしく認知症の妻をケアされており、すごく微笑ましいと思い支援していたが、実は夫が妻に対し命令口調で、きつく「お前はあっちに行っとけ」と言ったりすることがあった。ヘルパーは家に入り込むので色々な情報が入る。その情報をケアマネジャーには報告するようにしている。
- 会長 事例の場合も、ヘルパーが週 1～2 回でも入ればもっと生々しい状況を聞き取れるのではないかと思った。
- K 委員 経験上、虐待事例と言っても外から見えにくいという特徴はあるだろうか。家族がいる家、息子が働かずに家にいるというケース等で、母親が落ち込まれており、「どうしたの」と聞いてもすぐには答えられない。しかし訪問回数を重ね、よくよく聞いていくとポロッと本音が出て「実は息子にやられたの」と脛の傷を見せられた。というようなことはある。
- L 委員 介護支援専門員協会でも研修をしている。虐待事例があれば通報するようにしているが、他の委員からもあったように、安直に本人たちに「どうしたの」と聞いてしまうと、こちらの関わりが断たれてしまうので、そここのところを気をつけて会議をするようにしている。また地域包括支援センターへ必ず報告しようという話をしている。
- 事例については、Aさんへの介入がメインであがっているが、Aさんの妻に対しての介入があってもいいのかと感じながら聞いていた。妻にも物忘れがあり、血圧も高いので、妻にもケアマネジャーがつく形が取れたら、同居だが別日にサービスを利用することで分離ができるのではないかと。そうすれば、

Aさんも家に居つつ、妻の介護負担も減らすことができ少し改善するのではと感じた。

M委員 私達の会には認知症の方の家族で介護している人達が、どうしたら心穏やかに介護ができるかと悩んで来られるので、心優しい家族の方が相談にやってくるんだろうなという印象がある。たまに、母親があまりにも祖母のことを怒鳴るため、その声を聞くのが嫌だと、家族に言われたという人もいた。事例ではAさんも妻もどちらも認知症のため大変だと思う。

会長 事例の家族に対する支援というのは、どのような方向で進んでいるのか。
事務局 Aさんの奥さんの物忘れもかなり進行しているため、奥さんへの支援についても当初から必要性を感じている。しかし夫婦の年金が非常に少なく、Aさんの介護サービス費の負担も困難な家庭である。これに加え妻は医療保険も滞納しており、まずは受診できる環境を整えられるよう経済的基盤から整える必要性があり、関係機関と状況を確認しながら進めている。担当の地域包括支援センターは、妻が出かける場を確保するため、地域のサロンの紹介等も行っている。

D委員 事例を聞いた限りでは少しバラバラな感じがした。妻にも支援者が必要であり、同居の息子にも何かしら助言できる人がいると、また違った考え方で生活を立て直すように意識が向いてくるのではないかなと思う。経済的なところはすぐ解決が難しいが、親子が地域でも安心できる場があればいいかなと思う。

F委員 人権擁護委員協議会では週1回人権相談という窓口を開いている。そこでは相談内容がまとまっていないような相談も受けているが、自分が否定されたとか被害を受けているといった内容の相談もある。

事例では、妻の話を聞いてくれる人が周囲にいれば良かったのではと感じながら聞いていた。「周囲に全く話すことができない、でも誰かに話したい」という時には人権相談があり、私達も関わるができる。また必要な機関への間を取り持つこともできるのかなという感想を持った。福祉の部分ではインフォーマルやフォーマルな支援で何とか工夫すれば整えていける可能性が見えそうだが、経済困難な部分については最終的に生活保護という選択肢しか残らないのが現状。経済的な困窮という部分に、もっと直接的にアプローチできるような仕組みができないかと思った。私はNPOの活動に関わっておりフードバンク活動にも関わっている。全国的には行政などの公的な支援では対応できない部分を民間が寄付を募って対応するということもあり、色々な仕組みが新しくどんどん作られている。高齢者虐待の部門でも経済的困窮で、介護サービスの利用や回数を増やすことができずに重篤化していくというのであれば、そういったところへも支援ができるといいかなと思う。全国的な事例ももう少し調べてみたい。

G委員 社会福祉協議会は面的なところの支援が大きいと思っている。地域全体として、民生委員が約250人、友愛訪問員が約700人、福祉員が約300人おられ、合計で、住民に対し100人に1人程度は見守りの方がいるように面で支えている。

社協では赤い羽根共同募金のお金を、年末に生活に困っている方に対して、

民生委員が日頃把握している方に配分している。そのような支援があるので、福祉員、友愛訪問員、民生委員に情報があればお知らせいただきたい。また啓発チラシや相談の連絡窓口等があれば、来年度改選の新しい福祉員、友愛訪問員にお知らせしていきたい。また研修会を行っているので、その時には地域包括支援センターから虐待についての話や相談先についての紹介をしていただきたいと思います。先般、野島でもサロンができた。サロンは繋がりをつくる場所である。サロンに話をしに行ってもいいよ、顔を出してもいいよとか、地域貢献をする時にこんな情報が提案できるよということがあれば、ぜひ声をかけていただきたいと思います。そういう場に専門職等が来ていただけると、地域の支え手にとって安心感が増していくのではないかと考えている。

P 委員 福祉総務課では日頃、DV配偶者からの暴力の相談を受けており、特に高齢者夫婦の場合、養護者による虐待ではないので高齢者虐待に当たらないケースが多くある。また、無職の息子や娘から親に対しての暴力があるが、養護被養護の関係にないので高齢者虐待には当たらないということがある。高齢者を分離した後に無職の息子等の対応として、障害があれば障害福祉課につないだり、高齢福祉課も含めて連携して取り組まなければならない事例が多くなっていると感じている。

Q 委員 生活支援課では直接高齢者虐待についての取組はないが、生活保護業務の中で、ケースワーカーが定期的に生活保護受給者宅を訪問するので、少しでも高齢者虐待が疑われる場合は高齢福祉課に随時報告したいと考えている。

会長 事例は医療的な問題も多そうであるが、医療に繋げるのもなかなか難しいのではないかという話もあった。意見や感想等があればお願いしたい。

B 委員 事例のAさんより妻の病状が気になった。既往歴や認知症等様々な問題があるので、妻を早く受診させてあげて欲しい。妻のほうが大きなトラブルになる可能性が高いと思う。世帯分離した場合は生活保護になるのか。

Q 委員 同居しても全く別の生計であれば別世帯としてカウントすることもあるし、逆に別々に生活していても一つの生計の場合は一世帯としてみなすことがある。一概に言えないので、個別に各ケースワーカーに相談して判断することになる。

B 委員 今回の事例は、Aさんにも妻にも医療的な補助もかなり必要だと思う。医師会としては、虐待の研修はしていないが、児童虐待などもあるので、小児科や学校医等は診察の時にお腹の傷等をチェックするようにしている。個人的には、セルフネグレクトの問題、生活困窮から受診を断られるケースが非常に多いと感じている。20年間医療機関を受診していないという80代の方が数人来られ、総合医療センターに紹介したことがある。実際に虐待もあり、セルフネグレクトや経済的な問題でなかなか受診ができないというケースもある。そういうところを救い上げるようなシステムがあればと最近感じている。

会長 他にご意見等あればお願いしたい。

D 委員 生活保護についてだが、全体の生活保護ではなく、医療だけとか家賃だけとか一部の扶助を受けている生活保護の方と、丸ごと生活保護の方とがおられ

る。何か基準があるのか。

Q委員 生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等あるが、例えば医療扶助のみ適用の方とか住宅扶助だけ受けている方がおられるということか。これまで色々な受給者の方を見てきたが、私が見てきた中ではそのような事例はない。考えられるケースとしては、ある程度の収入があり、生活扶助は出ていないが住宅扶助や医療扶助だけ出ているという方の可能性があると思う。

会長 個別の質問があれば、このネットワークを生かして連携していただきたい。

議事終了。